

登別市鬼まちMaaS×まちづくり推進事業 業務委託仕様書

1 委託等名

登別市鬼まちMaaS×まちづくり推進事業 業務委託

※MaaS（マース：Mobility as a Service）：地域住民等の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせる検索・予約・決済等を一括で行うサービス

2 目的

登別市内の中央地区における商業施設（登別中央ショッピングセンターアーニス）を拠点に地域公共交通事業者（タクシー事業者）等と連携した実証事業を実施し、中央地区と周辺地域を結び、人の流れを創出することにより中央地区の活性化を図ることを目的とする。

3 履行期間

（1）業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

（2）実証事業の実施時期

令和8年11月（予定）

※日曜を除く週6日間、連続する4週間（計24日間）

※時間帯は午前10時から午後5時まで

4 事業費上限額

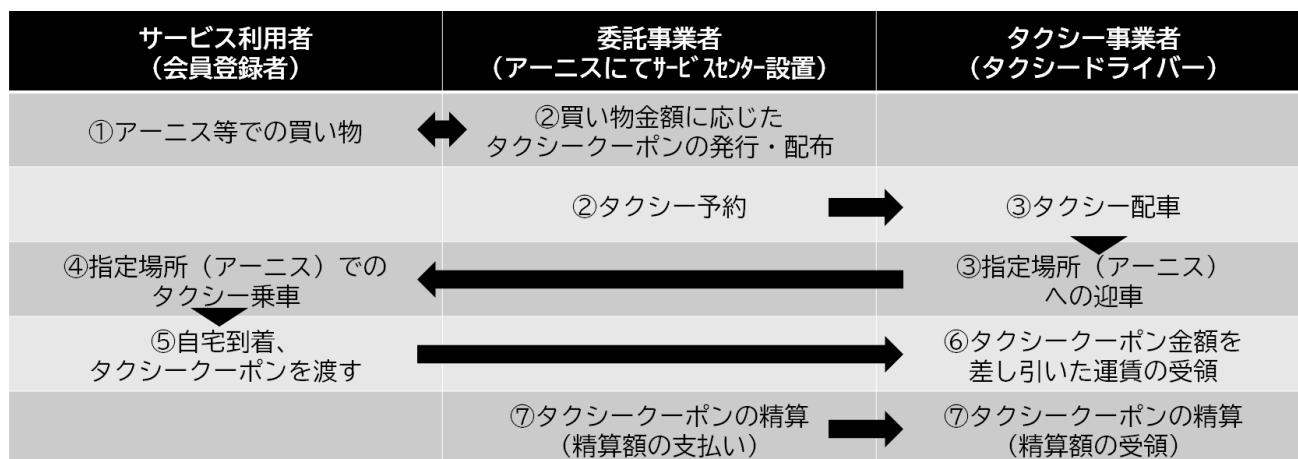
4,032,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すものである。見積書を作成する際は、この事業費上限額を超えてはならない。

5 事業概要

- ①サービス利用者（会員登録者）は、登別中央ショッピングセンターアーニス等で買い物
 - ②委託事業者は、買い物金額に応じたタクシークーポンを発行・配布、サービス利用者がタクシークーポンを利用する場合、タクシーの配車を予約
 - ③タクシー事業者は、配車の予約を受け、指定場所（登別中央ショッピングセンターアーニス）へサービス利用者を迎車
 - ④サービス利用者は、指定場所でのタクシーに乗車
 - ⑤サービス利用者は、自宅到着後、タクシー事業者へタクシークーポンを提出
 - ⑥タクシー事業者（タクシードライバー）は、タクシークーポン金額を差し引いた運賃を受領
 - ⑦委託事業者は、タクシー事業者に対し、タクシークーポンの金額に応じた額を精算
- ※タクシー事業者は、登別市内を運行範囲とするタクシー事業者のうち、市が指定するタクシー事業者とする。

【事業全体イメージ（一例）】



6 業務内容

本事業では次の各項目についての業務を実施する。

(1) 実証事業におけるタクシー配車サービスの提供及び運用支援

タクシー配車サービスは、次の要件を満たすものとする。

- ・利用者の利便性が向上するとともに、タクシー事業者の予約を一元化し、最適な配車を実現することができるなど、本市において今後継続して運用可能なものであること。
- ・タクシーの予約について、対面、電話またはインターネットなど、複数の手法で対応可能な受付体制を構築していること。また、利用者の利便性等を考慮した受付時間とすること。
- ・予約情報は、連携したタクシー事業者が速やかに把握することができる体制を構築し、それに伴う費用は受託者が負担すること。
- ・利用者層や利用時間帯等の実績データを確認でき、利用促進に向けた改善の検討に活用できること。
- ・平日9時から17時30分までは、登別市及び連携するタクシー事業者からの電話・電子メール等による問い合わせに対応する体制を構築すること。ただし、緊急時においてはこの限りではない。
- ・システム障害発生時は、速やかに復旧の措置を講じるとともに、原因と対応状況について、復旧までの間、本市へ随時報告すること。
- ・実証事業期間中は、本市の要請に応じて、現地に立ち会える体制を構築すること。
- ・サービス利用等で得た個人情報は、適切に保護できるシステムであること。
- ・タクシー配車サービスの操作マニュアルの提供及び操作研修を実施すること。
- ・登別中央ショッピングセンターアーニスにて専用のサービスセンターを設け、タクシーの対面予約及び次項に規定するタクシークーポンの発行・配布を行うこと。

(2) 登別中央ショッピングセンターアーニスにおける買い物客を対象としたタクシークーポンの発行・配布及び精算

タクシークーポンは、次の要件を満たすものとする。

- ・配車サービスを活用したタクシー利用時のみに利用できるものとし、登別中央ショッピングセンターアーニスと連携することで、タクシーの利用率向上と商業施設等への集客を図ることができ

るものであること。

- ・クーポンは、登別中央ショッピングセンターアーニスにおける買い物額に応じたものとし、今後の事業化を見据えた実証とすること。
- ・買い物客に対し、タクシークーポンの利用促進に向けた支援を行うこと。
- ・タクシー事業者と利用実績に応じたタクシークーポンの精算を行うこと。
- ・タクシークーポンは10万円分程度（100円×1,000枚程度）を作成・発行すること。

（3）プロジェクトマネジメント業務

- ・実証事業の実施に係る進捗管理について、契約締結後、実証事業に係る実施準備、実施、結果報告までの間、本市と適宜打合せを行い、事業進捗に関する管理・支援を行うこと。
- ・事業実施にあたっては、登別市と連携しながら地域住民や登別中央ショッピングセンターアーニス、既存の交通事業者等との説明・協議の場を適宜設けること。
- ・利用者アンケートの実施・分析について、利用者全員に対するアンケート項目の検討、選定を本市と協議のうえ実施すること。利用者アンケートの実施を踏まえた分析・検証を行うこと。
- ・タクシーの乗降場所目印等の製作・提供について、乗降場所に設置するのぼり旗や本実証事業に協力する運行車両へのステッカー等について、利用者の視認性等を考慮し、製作・提供すること。なお、乗降場所目印の設置にかかる、許可手続きは登別市において行う。
- ・実証事業実績の取りまとめ、データ分析及びデータ利活用等の成果品を作成し提出すること。

（4）その他、本業務に必要なもの

7 成果物

本業務における成果物は、受託候補者が作成し、本市にデータ（PDF形式等）で提出すること。

なお、成果物の内容については、次のとおりとする。

- ・実績報告書（電子媒体） 1式
- ・実績報告書については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式のファイルも納入すること。
- ・実証事業に係る利用実績や利用傾向などのデータ分析、データ利活用、今後の事業展開の可能性等を踏まえた成果物として納入すること。
- ・実証事業の様子は写真等を用いて、分析結果は図表等を用いて分かりやすく示すこと。
- ・実証事業の実施で得られた元データを納入すること。また、元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下、「EXCEL等データ」という。）については、EXCEL形式等により納入すること。
- ・実績報告書については、公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データを納入すること。
- ・セキュリティ等の観点から、本市と協議の上、非公開とするべき部分については、削除するなどの適切な処置を講ずること。
- ・実績報告書は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開可能とし、本市以外の第三者の知的財産権が関与する内容を実績報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得て、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。
- ・各データのファイル名については、調査報告書の図表名と整合をとること。
- ・Excel等データは、オープンデータとして公開可能とし、本市以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとする。

8 秘密保持

- (1) 仕様書に基づく全ての作業において、本市が提供した業務上の情報を第三者に開示し、または漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を行うこと。
- (2) 本市が提供する資料は、原則として閲覧のみとし、複写及び第三者への提供は行わないこと。なお、提供資料及び複写した資料は、作業終了後、本市に返却すること。

9 その他

- (1) 本委託業務の成果物に関する著作権等は、本市に帰属する。
- (2) 本委託業務で知り得た情報及び本委託業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に活用してはならない。
- (3) 機密保持及び資料の取り扱いについて、適切な措置が講じられていることを確認するため、本市が遵守状況の報告や実地調査を求めた場合には応じること。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項であっても、業務遂行上必要な業務等は、良識のある判断に基づいて行わなければならない。
- (5) 本仕様書は、受託候補者選定に係る提案募集のため、最低限の仕様を示すものであり、受託候補者の選定後、提案内容により発注仕様書を定めるものとする。
- (6) 本仕様書に定めた要件以外で、本システム構築の目的に資する仕様及び機能がある場合は提案すること。本仕様書に定めのない事項については、本市と協議のうえ決定する。